

市立伊丹ミュージアムの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市立伊丹ミュージアムの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市宮ノ前2丁目5番20号

名 称 伊丹ミュージアム運営共同事業体

代表者 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

理事長 二宮 叔枝

2 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月2日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参考)

団体の概要

1 設立日

令和3年10月5日

2 構成員

(1) 伊丹市宮ノ前1丁目1番3号 伊丹市立文化会館内

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

評議員数12名、役員数14名（理事12名、監事2名）、
職員数151名（臨時職員86名含む）

事業 ア 芸術・文化、生涯学習及びスポーツに関する各
種事業

イ 芸術・文化、生涯学習及びスポーツに関する調
査及び研究

ウ 芸術・文化、生涯学習及びスポーツに関する資
料の収集及び情報の提供

エ 伊丹市の芸術・文化施設、生涯学習施設及びス
ポーツ施設の管理

オ 伊丹市の芸術・文化事業、生涯学習事業及びス
ポーツ事業の受託

カ その他この法人の目的を達成するためには必要な
事業

(2) 伊丹市宮ノ前2丁目5番20号

公益財団法人柿衛文庫

評議員数6名、役員数9名（理事7名、監事2名）、職員
数8名（臨時職員3名含む）

事業 ア 柿衛文庫に収集した俳諧・俳句資料の保存及び
隨時公開

イ 俳諧・俳句文学に関する調査研究

ウ 俳諧・俳句文学に係る出版物の刊行

エ 講演会、研究発表会等の開催

オ その他この法人の目的を達成するために必要な
事業

3 資産の総額

(1) 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

4 4 4 , 1 4 8 , 0 1 4 円

(2) 公益財団法人柿衛文庫

3 9 9 , 6 4 3 , 3 3 5 円

4 目的

市立伊丹ミュージアムの管理運営業務を共同連帶して営むこと。